

平成30(2018)年度諮問（一）第2号
答申（一）第4号

「生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

那須塩原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○（○○）年○月○日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるという栃木県知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

平成○（○○）年○月○日、処分庁は、審査請求人に対し、法第62条第3項に基づき、本件処分を行った。

平成29（2017）年3月29日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査庁に対し、本件審査請求を行った。

審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、平成30（2018）年5月18日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

法には自動車の保有及び使用を制限する根拠規定はないので、処分庁が行った本件処分は、違法である。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の妥当性について

ア 審査請求人の自動車保有の適否について

(ア) 自動車は、法第4条に規定する資産に該当し、資産の活用に

については、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）第3において「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適さない資産は、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること」と規定されているため、被保護者は、原則保有することができない。

(イ) 審査請求人は、自動車の使用は自立を助けると認めた判決もあることから、認めるべきと主張し、さらに、審査請求書、反論書及び再反論書において、審査請求人及びその妻が自動車を保有する目的について、「請求人の妻は、請求人の面倒を見なければならず、急に病院に行く時に車を使用することが必要であること」や「請求人は、年金収入があることから自動車の保有要件に合致すること」など4点を主張しているが、いずれの主張についても昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）で定める自動車の使用及び保有要件に該当せず、これらの主張を採用することはできない。よって、審査請求人が主張する自動車を保有する理由は失当である。

(ウ) したがって、審査請求人は自動車を保有できる要件を満たしていないことから、自動車を保有することはできず、当該自動車については、処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用することが必要である。

イ 法第27条に基づく本件指導の妥当性について

(ア) 審査請求人は、本件処分は強制執行であり、法第27条の趣旨に反すると主張するが、平成〇年〇月〇日付け那塩社第〇号により行われた文書指導（以下「本件指導」という。）は、審査請求人が昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第11の2(1)カに規定する「資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき」に該当するとして、処分庁が行った法に基づく指導と言うことができ、処分庁が強制的に自動車の処分を行ったものではないことから、強制執行ではなく、法第27条の趣旨にも反しない。

(イ) 審査請求人は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定を示し、相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならず、本件処分は違法な処分であると主張しているが、本件指導は、法に基づき適切に行われ、本件処分がこれに従わなかったことを理由として行われたという特段の事情も認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 法第62条第3項に基づく本件処分の妥当性について

(ア) 審査請求人は、本件処分は、救護施設等の入所者に対して行うものであり、在宅にいる審査請求人に対し、処分を行うことができないと主張しているが、法第27条第1項に基づく指導は、生活の維持、向上その他保護の目的達成のために、保護の実施機関が被保護者に対して行うものであり、局長通知第11の2に規定するケースに該当すれば、在宅、救護施設等への入所とは関係なく、保護の実施機関が行うことができるものであり、その上で、法62条第1項又は第2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるかとされている。

(イ) 処分庁は、審査請求人に対し、複数回にわたり自動車の処分について口頭指導をしており、当該指導に対する請求人の対応状況を考慮すると保護の停止では、課長通知に規定する「保護の停止を行なうことによっては、当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」に該当すると思料され、処分庁の判断は妥当であったと認められる。

(ウ) したがって、保護の廃止を行った本件処分は、法等に基づき適法かつ適正に行われたものと認められ、その他に違法又は不当な点は見られない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれの主張も上記の判断を左右するものではなく、本件処分については、他に違法又は不当な点は認められない。

(3) まとめ

以上のことから、本件処分は、法令や各種通知に則って行われたものであり、違法又は不当な点はないことから、適法かつ妥当な処分であると認められる。

第5 審査会の判断理由

1 本件審査請求について

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人及びその妻（以下「審査請求人等」という。）は自動車を保有できる場合に該当しないことから審査請求人等が保有する自動車（以下「本件自動車」という。）の処分等を求める本件指導を行ったところ、審査請求人が本件指導に従わないとして本件処分を行ったものであるため、以下、審査請求人等が自動車の保有要件を満たしていたか否か、本件指導及び本件処分自体に違法又は不当な点があるか否かについて、順次検討することとする。

ア 審査請求人等の自動車の保有要件への該当性について

(ア) 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされ、要保護者の資産の活用については、次官通知第3で、「最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの 5 社会通念上処分させることを適当としないもの」と規定している。

審理員意見書第3の1(1)に記載のとおり、自動車は、法第4条第1項に規定する資産に該当することから、原則保有することはできない。ただし、次官通知第3の1から5までに規定する「処分しなくてもよい資産」に該当する場合には、例外として保有することができることになる。

(イ) 被保護者の自動車保有については、課長通知において具体的な判断基準を示しており、課長通知第3の問9及びその答では、「障害者が自動車により通勤する場合」、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合」等に該当する場合であって、「自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるとき」は、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」に該当するとして、通勤用自動車の保有を認めてよいとされている。

また、課長通知第3の問12の答1では、「障害者（児）が通院等のために自動車を必要とする場合」であって、「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること」等の要件に該当し、かつ「その保有が社会的に適当と認められるとき」は、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」に該当するとして、自動車の保有を認めてよいとされている。

さらに、課長通知第3の問12の答2では、「公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合」であって、「他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること」等の要件に該当し、かつ「その保有が社会的に適当と認められるとき」は、上記次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当とし

ないもの」に該当するとして、自動車の保有を認めてよいとされている。

- (ウ) 上記の(ア)及び(イ)を本件についてみると、処分庁が審査庁に提出したケース記録の写し（以下「本件ケース記録の写し」という。）によれば、審理員意見書第3の2(1)イ(ア)に記載のとおり審査請求人等は、就労しておらず、また、傷病により就労を中断しているものではないことから、課長通知第3の間9及びその答で掲げる「通勤用自動車の保有を認めてよい場合」には、該当しない。

また、審査請求人は、反論書において、多病であり、定期的に病院に通院していることや脳梗塞の診断書があることを述べているが、あわせて身体障害者手帳を持っていないことも明言しており、課長通知第3の間12の答1で掲げる「障害者（児）が通院等のために自動車を必要とする場合」には、該当しない。

さらに、審査請求人は、反論書において、請求人の妻は、請求人の面倒を見なければならず、急に病院に行く時に、車を使用することが必要であることを主張しているが、審理員意見書第3の2(1)イ(イ)に記載のとおり、審査請求人の住居からかかりつけの病院までは、公共交通機関を活用しての通院が可能であること、また、公共交通機関の活用が困難であることについて、審査請求人からの主張はなく、それらを明らかにする証拠も認められなかったことを踏まえると、課長通知第3の間12の答2には該当しない。

したがって、審査請求人等については、課長通知で掲げる例外的に自動車を保有できる場合に該当するとはいえない。

- (エ) よって、本件自動車は、次官通知第3の「5 社会通念上処分させることを適当としないもの」には該当せず、審査請求人等が自動車の保有要件を満たしていると認めることはできない。

イ 本件指導について

- (ア) 法第27条第1項では、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」とされており、この指導又は指示については、局長通知第11の2(1)で「随時、助言、指導を行うほか、特

に次のような場合においては必要に応じて法第27条による指導指示を行うこと」とされており、具体的なケースとして、「カ 資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき」があげられている。また、同(4)では、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。」とされている。

(イ) これらを本件についてみると、本件ケース記録の写しによれば、処分庁が審査請求人等に対し、本件自動車の処分を口頭で指導した事実、審査請求人等が当該指導に従わなかった事実及び審査請求人等が当該口頭での指導に従わなかったことから処分庁が平成〇(〇〇)年〇月〇日付けの文書で本件指導を行った事実が、認められる。

したがって、本件指導は、局長通知第11の2(1)及び(4)に則って行われたことが認められる。

また、本件指導の内容も「使用している自動車について、平成〇年〇月〇日までに処分し、挙証資料の提出を行うこと。」、「許可なく自動車を保有や運転をしないこと。」、及び「福祉事務所の指示・指導を遵守すること。」というものであり、被保護者の生活上の義務について指導したものであることから、客観的に実現困難ということとはできない。

なお、審査請求人は、本件処分は強制執行であり、法27条の趣旨に反する等の主張をしているが、前述のとおり本件指導は、法や局長通知に則って行われたものであり、審査請求人の主張は採用できない。

よって、本件指導に違法又は不当な点は認められない。

ウ 本件処分について

(ア) 第62条第1項では、「被保護者は、保護の実施機関が、(第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行う

ことを決定したとき、又は) 第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とされ、法第62条第3項では、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とされている。

そして、保護の廃止等の具体的な取扱いについて、局長通知第11の2(4)では、「当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。」とされ、課長通知第11の間1の答では、「被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待される場合は、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること『3 次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。(1)及び(2) 略 (3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。』」とされている。

また、法第62条第4項では、「保護の実施機関は、同条第3項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合は、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。」とされている。

(イ) これらを本件についてみると、本件ケース記録の写しから審査請求人等が平成○(○○)年○月○日以降、処分庁による本件自動車の処分等についての指導を拒んでいた事実、平成○(○○)年○月○日に審査請求人の妻が離職し、自動車の保有要件を満たさなくなった以降についても、複数回にわたる処分庁の指導を拒み続けていた事実、本件指導が平成○(○○)年○月○日付けの文書で行われた事実、及び審査請求人が本件指導に従っていない事実が認められる。

また、本件ケース記録の写し及び処分庁が審査庁に提出した書

類によれば、処分庁は、本件処分を行うに当たり、平成〇(〇〇)年〇月〇日に、市役所会議室において弁明の機会を設けた事実が確認される。

以上のことから、課長通知第11の問1の答3(3)で掲げる「保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難である認められるとき」に該当するとして、保護の廃止を行った本件処分は、法、局長通知及び課長通知に則したものであると認められる。

よって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

- (2) 審査請求人は、その他「生活保護法第62条による弁明機会の付与について(平成〇年〇月〇日付け那塩社第〇号)」は、法の条文を改ざんしており、違法な文書であることから本件処分は違法である。」等、種々主張しているが、それらの主張は、いずれも上記の判断に影響を及ぼすものではない。
- (3) 以上のことから、本件処分は、法令や各種通知に則って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められず、審査請求には理由がない。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

審理員意見書に記載のとおり、今後、処分庁は、意思疎通を図ることが困難な者に対し、通訳等の専門家の支援など、可能な限り意思疎通を図る手段を講じ、同様な事案が発生しないよう真摯に取り組んでいく必要があることを申し添える。

審査会の処理経過
審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30(2018)年5月18日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成30(2018)年6月26日 (第10回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
平成30(2018)年7月31日 (第11回審査会第2部会)	・ 第2回審議
平成30(2018)年9月11日 (第12回審査会第2部会)	・ 第3回審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
坂 本 裕 一	株式会社下野新聞社取締役主筆	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)